

令和5年

第2回

石川町議会定例会提出議案書

令和5年 3月 2日提出



## 第2回石川町議会定例会提出議案

議案第 5号	石川町奨学金返還支援基金条例の制定について	1
議案第 6号	石川町職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例	2
議案第 7号	石川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 8号	石川町国民健康保険条例の一部を改正する条例	7
議案第 9号	石川町町道の構造の技術的基準を定める条例の 一部を改正する条例	8
議案第10号	石川町移動等円滑化のために必要な町道の構造 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	15
議案第11号	石川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	16
議案第12号	石川町町営住宅管理条例の一部を改正する条例	21
議案第13号	石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する 条例の一部を改正する条例	41
議案第14号	令和4年度石川町一般会計補正予算(第8号)	42
議案第15号	令和4年度石川町国民健康保険 特別会計補正予算(第3号)	42
議案第16号	令和4年度石川町後期高齢者医療 特別会計補正予算(第3号)	42
議案第17号	令和5年度石川町一般会計予算	43
議案第18号	令和5年度石川町国民健康保険特別会計予算	43
議案第19号	令和5年度石川町後期高齢者医療特別会計予算	43
議案第20号	令和5年度石川町介護保険特別会計予算	44
議案第21号	令和5年度石川町母畑財産区特別会計予算	44

議案第 2 2 号	令和 5 年度石川町中谷財産区特別会計予算	.....	4 4
議案第 2 3 号	令和 5 年度石川町土地開発事業特別会計予算	.....	4 5
議案第 2 4 号	令和 5 年度石川町宅地造成事業特別会計予算	.....	4 5
議案第 2 5 号	令和 5 年度石川町水道事業会計予算	.....	4 5

議案第 5号

石川町奨学金返還支援基金条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和5年 3月 2日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

石川町奨学金返還支援基金条例

(設置)

第1条 石川町の将来を担う若者の移住・定住及び地元就業を促進し、町内に定着する人材を確保するため、奨学金の返還を支援する事業に要する経費の財源に充てることを目的とし、石川町奨学金返還支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の石川町一般会計歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、石川町一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときには、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

若者の移住・定住及び地元就業を促進し、町内に定着する人材を確保するため、奨学金の返還を支援する事業に要する経費の財源に充てるための基金を設置するため。

議案第 6 号

石川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

石川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

石川町職員の給与に関する条例（昭和 4 1 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(通勤手当) 第 1 2 条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1) (略) (2) 前項第 2 号に掲げる職員 職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、 <u>6 0, 7 0 0</u> 円を超えない範囲内で町長が規則で定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) (3) (略) 3～6 (略)	(通勤手当) 第 1 2 条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1) (略) (2) 前項第 2 号に掲げる職員 職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、 <u>6 7, 9 0 0</u> 円を超えない範囲内で町長が規則で定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) (3) (略) 3～6 (略)

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

ガソリン価格の変動等を勘案し、職員の自動車等の使用距離に応じて定める通勤手当額の限度額を改めるため。

議案第 7号

石川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年 3月 2日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

石川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

石川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第28号）  
の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	153,300	202,700
2	154,400	204,500
3	155,600	206,300
4	156,700	207,900
5	157,900	209,500
6	159,100	211,300
7	160,200	212,800
8	161,300	214,500
9	162,400	216,100
10	163,700	217,900
11	165,000	219,600
12	166,400	221,300
13	167,700	222,800
14	169,100	224,700
15	170,400	226,400
16	171,900	228,000
17	173,200	229,800
18	174,600	231,500
19	176,000	233,200

20	177,400	234,700
21	178,900	236,200
22	181,400	237,800
23	184,000	239,300
24	186,600	240,800
25	189,500	242,300
26	191,100	243,800
27	192,900	245,200
28	194,600	246,300
29	196,100	247,400
30	197,700	248,500
31	199,500	249,600
32	201,000	250,700
33	202,600	252,000
34	204,100	253,300
35	205,500	254,200
36	206,700	255,000
37	208,000	255,900
38	209,400	257,300
39	210,400	258,700
40	211,600	260,100
41	213,100	261,300
42	214,300	262,600
43	215,600	264,000
44	216,800	265,200
45	217,900	266,200
46	219,200	267,500
47	220,500	268,900
48	221,700	270,000
49	222,900	271,100
50	224,000	272,300
51	225,000	273,400
52	226,100	274,700
53	227,200	275,800
54	228,200	276,900
55	228,900	278,100
56	229,800	279,200
57	230,600	280,300
58	231,400	281,400
59	232,200	282,500
60	232,900	283,500
61	233,400	284,500
62	234,300	285,500
63	235,100	286,500

64	235,900	287,500
65	236,700	288,300
66	237,600	289,200
67	238,100	290,100
68	238,600	291,000
69	239,200	291,700
70	239,900	292,400
71	240,600	293,200
72	241,200	294,100
73	241,800	295,000
74	242,400	295,500
75	243,100	295,900
76	243,600	296,300
77	244,100	296,500
78	244,700	296,900
79	245,500	297,300
80	246,000	297,600
81	246,600	297,800
82	247,300	298,100
83	247,900	298,400
84	248,600	298,700
85	249,200	299,000
86	249,800	299,300
87	250,400	299,600
88	250,900	300,000
89	251,600	300,300
90	252,100	300,600
91	252,500	301,000
92	253,000	301,300
93	253,300	301,500
94		301,800
95		302,200
96		302,600
97		302,800
98		303,100
99		303,400
100		303,800
101		304,000
102		304,400
103		304,800
104		305,100
105		305,300
106		305,600
107		306,000

108		306,300
109		306,500
110		306,900
111		307,300
112		307,600
113		307,700
114		308,100
115		308,300
116		308,700
117		308,900
118		309,100
119		309,400
120		309,600
121		309,900
122		310,200
123		310,500
124		310,800
125		311,100

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

石川町職員の給料表に準じた改正を行うため。

議案第 8号

石川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年 3月 2日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

石川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

石川町国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(出産育児一時金) 第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>42万円</u> を支給する。 2 (略)	(出産育児一時金) 第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>50万円</u> を支給する。 2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年3月31日以前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴う改正をするため。

議案第 9 号

石川町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

石川町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

石川町町道の構造の技術的基準を定める条例（平成 25 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(定義)	(定義)
第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) ～ (14) (略)	(1) ～ (14) (略)
(追加)	<u>(15) 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる带状の車道の部分をいう。</u>
<u>(15)</u> (略)	<u>(16)</u> (略)
<u>(16)</u> (略)	<u>(17)</u> (略)
<u>(17)</u> (略)	<u>(18)</u> (略)
<u>(18)</u> (略)	<u>(19)</u> (略)
<u>(19)</u> (略)	<u>(20)</u> (略)
<u>(20)</u> (略)	<u>(21)</u> (略)
<u>(21)</u> (略)	<u>(22)</u> (略)
<u>(22)</u> (略)	<u>(23)</u> (略)
<u>(23)</u> (略)	<u>(24)</u> (略)
<u>(24) 視距 車線（車線を有しない道路にあっては、<u>車道</u>。</u>	<u>(25) 視距 車線（車線を有しない道路にあっては、<u>車道（自転車通行帯を除く。）</u>。</u>
以下この号において同じ。）の中心線上 1.2 メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ 10 センチメートルの物の	以下この号において同じ。）の中心線上 1.2 メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ 10 センチメートルの物の

現行	改正案
<p>頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。 (車線等)</p>	<p>頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。 (車線等)</p>
<p>第3条 車道は、次に掲げる部分を除き、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p>	<p>第3条 車道は、次に掲げる部分を除き、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>(3) 自転車通行帯</u></p>
<p><u>(3)</u> (略)</p>	<p><u>(4)</u> (略)</p>
<p><u>(4)</u> (略)</p>	<p><u>(5)</u> (略)</p>
<p><u>(5)</u> (略)</p>	<p><u>(6)</u> (略)</p>
<p><u>(6)</u> (略)</p>	<p><u>(7)</u> (略)</p>
<p><u>(7)</u> (略)</p>	<p><u>(8)</u> (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により<u>車道</u> _____に狭さく部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p>	<p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により<u>車道（自転車通行帯を除く。）</u> _____に狭さく部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p>
<p>(副道)</p>	<p>(副道)</p>
<p>第5条 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p>
<p>2 <u>副道</u> _____の幅員は、</p>	<p>2 <u>副道（自転車通行帯を除く。）</u> _____の幅員は、</p>
<p>4メートルを標準とするものとする。</p>	<p>4メートルを標準とするものとする。</p>
<p>(路肩)</p>	<p>(路肩)</p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

現行				改正案			
(略)				(略)			
4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。				4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。			
区分			車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	区分			車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)
第1種	第2級	普通道路	1.25	第1種	第2級	普通道路	1.25
		小型道路	0.75			小型道路	0.75
	第3級及び第4級	普通道路	1.75		第3級及び第4級	普通道路	0.75
		小型道路	0.5			小型道路	0.5
第2種		普通道路	0.75	第2種		普通道路	0.75
		小型道路	0.5			小型道路	0.5
第3種			0.5	第3種			0.5
第4種			0.5	第4種			0.5
5～11 (略)				5～11 (略)			
(略)				(略)			
(追加)				<u>(自転車通行帯)</u> <u>第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)</u> には、 <u>車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)</u> に <u>自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u>			
				<u>2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)</u> には、 <u>安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状</u>			

現行	改正案
<p>(自転車歩行者道)</p> <p>第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道)を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(歩道)</p> <p>第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(待避所)</p> <p>第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p><u>況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</u></p> <p>4 <u>自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u></p> <p>(自転車歩行者道)</p> <p>第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯)を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(歩道)</p> <p>第11条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(待避所)</p> <p>第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

現行	改正案
<p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の<u>車道</u>の幅員は、5メートル以上とすること。</p>	<p>(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の<u>車道（自転車通行帯を除く。）</u>の幅員は、5メートル以上とすること。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(交通安全施設)</p>	<p>(交通安全施設)</p>
<p>第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、次に掲げる施設を設けるものとする。</p>	<p>第33条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、次に掲げる施設を設けるものとする。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>(2) 自動運行補助施設</u></p>
<p><u>(2)</u> (略)</p>	<p><u>(3)</u> (略)</p>
<p><u>(3)</u> (略)</p>	<p><u>(4)</u> (略)</p>
<p><u>(4)</u> (略)</p>	<p><u>(5)</u> (略)</p>
<p><u>(5)</u> (略)</p>	<p><u>(6)</u> (略)</p>
<p><u>(6)</u> (略)</p>	<p><u>(7)</u> (略)</p>
<p><u>(7)</u> (略)</p>	<p><u>(8)</u> (略)</p>
<p><u>(8)</u> (略)</p>	<p><u>(9)</u> (略)</p>
<p><u>(9)</u> (略)</p>	<p><u>(10)</u> (略)</p>
<p>(区分が変更される道路の特例)</p>	<p>(区分が変更される道路の特例)</p>
<p>第41条 町道の区域を変更し、当該変更に係る部分を町道とする計画がある場合において、当該町道とすることにより道路構造令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、道路構造令第3条第4項及び第5項、第4条及び第12条の規定並びに第3条、第4条第1項、第4項及び第6項、第6条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第7条第1項、第10条第3項、第11条第1項、第2項及び第4項、第14条第1項、第15条第1項、第18条、第19条、第20条第1項、第22条、第24条第2項、第25条第3項、第29条第3項、第32条並びに第34条の規定の適用については、当該変更後の</p>	<p>第41条 町道の区域を変更し、当該変更に係る部分を町道とする計画がある場合において、当該町道とすることにより道路構造令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、道路構造令第3条第4項及び第5項、第4条及び第12条の規定並びに第3条、第4条第1項、第4項及び第6項、第6条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第7条第1項、<u>第9条第1項及び第2項</u>、第10条第3項、第11条第1項、第2項及び第4項、第14条第1項、第15条第1項、第18条、第19条、第20条第1項、第22条、第24条第2項、第25条第3項、第29条第3項、第32条並びに第34条の規定の適用については、当該変更後の</p>



現行	改正案
	<p><u>歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。</u></p> <p>3 <u>歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同時に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。</u></p>

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### 提案理由

道路構造令の一部改正に伴い、本町で定める町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正するため。

## 議案第10号

石川町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年 3月 2日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

石川町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例（平成25年条例第7号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項（第4号及び第13号に限る。）及び石川町町道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第6号。以下「町道構造条例」という。）第2条（<u>第16号</u>を除く。）に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項（第4号及び第13号に限る。）及び石川町町道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第6号。以下「町道構造条例」という。）第2条（<u>第17号</u>を除く。）に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### 提案理由

石川町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正するにあたり、引用箇所に変更が生じるため。

議案第11号

石川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年 3月 2日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

石川町道路占用料徴収条例(平成13年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	430
	第2種電柱		670
	第3種電柱		900
	第1種電話柱		390
	第2種電話柱		620
	第3種電話柱		850
	その他の柱類		39
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	380
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	780
			郵便差出箱及び信書便差出箱
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	590
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	780
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23

	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				35	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				47	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				70	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				93	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				160	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				230	
	外径が1メートル以上のもの				470	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	2	
			その他のもの		8	
			道路の構造又は交通の状況を表示する標示その他の柱類	1本につき1年	620	
			その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	390
				地下に設けるもの		230
その他のもの			780			
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	780		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		

		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
		上空に設ける通路		290
		地下に設ける通路		180
		その他のもの		780
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	6
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	59
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	59
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	590
	標識		1本につき1年	620
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	6
		その他のもの	1本につき1月	59
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	6
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	59
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	590
		その他のもの		290
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	780
令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	59
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				78
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			
	地下（トンネルの上の	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額

	地下を除く。)に設けるもの	階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.015を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.015を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの		
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具	占用面積1平方メートルにつき1年		Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車道路若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額
	上空に設けるもの		
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 9 占用の期間が1月に満たない場合の占用料については、算出した額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及び当該乗じて得た額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とする。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### 提案理由

道路法施行令の一部改正に伴い、本町で定める道路占用料徴収条例の一部を改正するため。

議案第 1 2 号

石川町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

石川町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

石川町町営住宅管理条例（平成 9 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p><u>石川町町営住宅管理条例</u></p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条—第 2 条）</p> <p>第 2 章 町営住宅の整備（第 2 条の 2—<u>第 2 条の 2 0</u>）</p> <p>第 3 章 町営住宅の管理（第 3 条—第 4 1 条）</p> <p>第 4 章 <u>補則</u>（第 4 2 条—<u>第 4 6 条</u>）</p> <p>（追加）</p> <p>附則</p> <p><u>（目的）</u></p> <p>第 1 条 この条例は、公営住宅法（昭和 2 6 年法律第 1 9 3 号。以下「法」という。）<u>に基づく町営住宅及び共同施設の管理について法及び</u>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、<u>必要な事項を定めること</u>を目的とする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとこ</p>	<p><u>石川町営住宅等条例</u></p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条—第 2 条）</p> <p>第 2 章 町営住宅の整備（第 2 条の 2—<u>第 2 条の 2 1</u>）</p> <p>第 3 章 町営住宅の管理（第 3 条—第 4 1 条）</p> <p>第 4 章 <u>一般住宅の管理</u>（第 4 2 条—<u>第 4 9 条</u>）</p> <p><u>第 5 章 補則</u>（第 5 0 条—第 5 3 条）</p> <p>附則</p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p>第 1 条 この条例は、公営住宅法（昭和 2 6 年法律第 1 9 3 号。以下「法」という。）<u>及び</u>地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、<u>町営住宅及び一般住宅並びに共同施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める</u>。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとこ</p>

現行	改正案
<p>ろによる。</p> <p>(1) 町営住宅 町が建設、買取り又は借上げを行い、<u>低額所得者</u> に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、<u>法の規定による国の補助に係るもの</u>をいう。</p> <p>(追加)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>教職員住宅 教職員を入居させるために建設した住宅</u>をいう。</p> <p>(4) <u>共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号</u> _____ )第1条に規定する施設をいう。</p> <p>(5) <u>収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」</u> という。)第1条第3号に規定する収入をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>町営住宅監理員 法第33条の規定により町長が任命する者</u>をいう。</p> <p>(追加)</p> <p>(町営住宅及び共同施設の整備基準)</p> <p><u>第2条の2 法第5条第1項</u> _____ に規定する<u>条例で定める町営住宅の整備基準及び同条第2項に規定する条例で定める共同施設</u> _____</p> <p>の整備基準は、この章に定めるところによる。</p> <p>(健全な地域社会の形成)</p> <p><u>第2条の3 町営住宅及び共同施設</u>は、その周</p>	<p>ろによる。</p> <p>(1) 町営住宅 町が建設、買取り又は借上げを行い、<u>住宅に困窮する者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、次に掲げる</u> _____ <u>もの</u>をいう。</p> <p><u>ア 公営住宅 法第2条第2号の規定に基づき整備をしたもの</u>をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)</u>第1条に規定する施設をいう。</p> <p>(4) <u>収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。)</u>第1条第3号に規定する収入をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(設置)</p> <p><u>第2条の2 地方自治法第244条第1項の規定に基づき、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、本町に町営住宅及び一般住宅並びに共同施設を設置する。</u></p> <p><u>2 町営住宅及び一般住宅並びに共同施設の名称及び位置は別表のとおりとする。</u></p> <p>(町営住宅及び共同施設の整備基準)</p> <p><u>第2条の3 法第5条第1項及び第2項に規定する</u> _____ <u>町営住宅及び</u> _____ <u>共同施設</u> _____</p> <p>(以下この章において「町営住宅等」という。)</p> <p>の整備基準は、この章に定めるところによる。</p> <p>(健全な地域社会の形成)</p> <p><u>第2条の4 町営住宅等</u> _____ は、その周</p>

現行	改正案
<p>辺地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備をしなければならない。</p>	<p>辺地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備をしなければならない。</p>
<p>(良好な居住環境の確保)</p>	<p>(良好な居住環境の確保)</p>
<p><u>第2条の4</u> <u>町営住宅及び共同施設</u>は、地震、その他の災害等に対する安全、衛生、美観等を考慮し、入居者等にとって安心かつ便利で快適なものとなるよう整備をしなければならない。</p>	<p><u>第2条の5</u> <u>町営住宅等</u>は、地震、その他の災害等に対する安全、衛生、美観等を考慮し、入居者等にとって安心かつ便利で快適なものとなるよう整備をしなければならない。</p>
<p>(費用の縮減への配慮)</p>	<p>(費用の縮減への配慮)</p>
<p><u>第2条の5</u> <u>町営住宅及び共同施設の建設</u>に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。</p>	<p><u>第2条の6</u> <u>町営住宅等</u>の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。</p>
<p>(地域性の考慮)</p>	<p>(地域性の考慮)</p>
<p><u>第2条の6</u> <u>町営住宅及び共同施設</u>は、気候、景観等地域の特性及び福島県産資材(県産木材、県産石材その他の県内で生産された資材をいう。)の使用を考慮して整備するものとする。</p>	<p><u>第2条の7</u> <u>町営住宅等</u>は、気候、景観等地域の特性及び福島県産資材(県産木材、県産石材その他の県内で生産された資材をいう。)の使用を考慮して整備するものとする。</p>
<p>(位置の選定)</p>	<p>(位置の選定)</p>
<p><u>第2条の7</u> <u>町営住宅及び共同施設の敷地</u>(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。</p>	<p><u>第2条の8</u> <u>町営住宅等</u>の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。</p>
<p>(敷地の安全等)</p>	<p>(敷地の安全等)</p>
<p><u>第2条の8</u> (略)</p>	<p><u>第2条の9</u> (略)</p>
<p>(住棟等の基準)</p>	<p>(住棟等の基準)</p>
<p><u>第2条の9</u> (略)</p>	<p><u>第2条の10</u> (略)</p>
<p>(住宅の基準)</p>	<p>(住宅の基準)</p>
<p><u>第2条の10</u> (略)</p>	<p><u>第2条の11</u> (略)</p>
<p>(住戸の基準)</p>	<p>(住戸の基準)</p>
<p><u>第2条の11</u> (略)</p>	<p><u>第2条の12</u> (略)</p>
<p>(住戸内の各部)</p>	<p>(住戸内の各部)</p>
<p><u>第2条の12</u> (略)</p>	<p><u>第2条の13</u> (略)</p>

現行	改正案
(共用部分)	(共用部分)
<u>第2条の13</u> (略)	<u>第2条の14</u> (略)
(附帯施設)	(附帯施設)
<u>第2条の14</u> (略)	<u>第2条の15</u> (略)
(児童遊園)	(児童遊園)
<u>第2条の15</u> (略)	<u>第2条の16</u> (略)
(集会所)	(集会所)
<u>第2条の16</u> (略)	<u>第2条の17</u> (略)
<u>2 集会所の整備に当たっては、入居者相互間及び入居者とその周辺の地域の住民との間の交流が促進されるよう配慮するものとする。</u>	(削除)
(広場及び緑地)	(広場及び緑地)
<u>第2条の17</u> (略)	<u>第2条の18</u> (略)
(通路)	(通路)
<u>第2条の18</u> (略)	<u>第2条の19</u> (略)
(駐車場)	(駐車場)
<u>第2条の19</u> (略)	<u>第2条の20</u> (略)
(災害時の特例)	(災害時の特例)
<u>第2条の20</u> (略)	<u>第2条の21</u> (略)
(入居者の公募の方法)	(入居者の公募の方法)
第3条 町長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法_____によって行うものとする。	第3条 町長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(追加)	<u>(3) 新聞</u>
(追加)	<u>(4) テレビジョン</u>
(追加)	<u>(5) 町のホームページ</u>
2 (略)	2 (略)
(公募の例外)	(公募の例外)
第4条 町長は、次の各号に掲げる事由に係る者を公募を行わず、町営住宅に入居させることができる。	第4条 町長は、次の各号に掲げる事由に係る者を公募を行わず、町営住宅に入居させることができる。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)

現行	改正案
<p>(追加)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 返還により空家となった町営住宅に補充入居を希望すること。</u></p> <p>(入居者の資格等)</p> <p>第5条 町営住宅等に入居することができる者は、次に掲げる条件(次項に規定する老人等にあつては、第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる条件)の全てを具備する者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。</u></p> <p>(4) <u>町税</u>を滞納していないこと。</p> <p>(5) 過去において町営住宅等に入居していた者又はその者の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)として当該町営住宅等において同居していた者(以下「過去の入居者等」という。)が入居しようとする者である場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあつては、当該過去の入居者等が当該町営住宅等に入居し、又は同居していた期間に係る第14条第1項又は第42条第1項(第53条で準用する場合を含む。)の家賃が滞納されていないこと。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 前項の「老人等」とは次の各号のいずれかに該当する者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受け</p>	<p><u>(3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(削除)</p> <p>(入居者の資格等)</p> <p>第5条 町営住宅等に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件(次項に規定する老人等にあつては、第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる条件)を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p>(4) <u>市区町村税</u>を滞納していないこと。</p> <p>(5) 過去において町営住宅等に入居していた者又はその者の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)として当該町営住宅等において同居していた者(以下「過去の入居者等」という。)が入居しようとする者である場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあつては、当該過去の入居者等が当該町営住宅等に入居し、又は同居していた期間に係る第13条第1項又は第46条第1項の<u>家賃</u>が滞納されていないこと。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 前項の「老人等」とは次の各号のいずれかに該当する者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受け</p>

現行	改正案
<p>ることが困難であると認められる者を除く。)をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度であること。</p> <p>ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</p> <p>イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</p> <p>ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である者</p> <p>(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者</p>	<p>ることが困難であると認められる者を除く。)をいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者基本法_____第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる程度であること。</p> <p>ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</p> <p>イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</p> <p>ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>(3) 戦傷病者特別援護法_____第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である者</p> <p>(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律_____第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者</p>

現行	改正案
<p>(6) (略)</p> <p>(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u> (平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 町長は、<u>第1項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、町長が別に規則で定める入居者選考委員会の意見を聴いて定める。</u></p>	<p>(6) (略)</p> <p>(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律_____第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u> (平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 町長は、借上げ町営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該町営住宅の借上げの期間の満了時に当該町営住宅を明け渡さなければならない旨を併せて通知しなければならない。</u></p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 町長は、<u>前項</u>各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(削除)</p>



現行	改正案
<p><u>すことができる。</u></p> <p><u>5 町長は、町営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに町営住宅の入居可能日を通知しなければならない。</u></p> <p><u>6 町営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から20日以内に入居しなければならない。ただし、特に町長の承認を受けたときは、この限りではない。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第11条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、<u>公営住宅法施行規則第10条</u>で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</p> <p>(追加)</p>	<p><u>5 町長は、入居決定者が第1項又は第3項に規定する期間内に第1項の手続をし、その内容が適切であると認めるときは、当該入居決定者を入居者として決定し、入居日を指定して速やかに通知するものとする。</u></p> <p><u>6 町長は、入居決定者が第1項若しくは第3項に規定する期間内に第1項の手続をしないとき又は入居者が正当な理由によらないで前項の規定により指定された入居日後20日以内に入居しないときは、入居の決定を取り消すことができる。</u></p> <p><u>(連帯保証人の変更)</u></p> <p><u>第10条の2 町営住宅の入居者は、既に立てた連帯保証人を変更するときは、規則の定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定による新たな連帯保証人が保証する極度額は、前項の承認時における9月分の家賃に相当する額とする。</u></p> <p><u>3 町長は、入居者に特別の事情があると認めるときは、第1項に規定する連帯保証人の変更の届出を免除することができる。</u></p> <p>(同居の承認)</p> <p>第11条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、<u>省令第11条</u> _____ で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</p> <p><u>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による承認を与えてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 当該承認による同居の後における当該</u></p>

現行	改正案
<p><u>2 町長は、入居者が同居させようとするものが暴力団員であるときは、前項の承認</u></p> <p>_____をしてはならない。</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第12条 町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>公営住宅法施行規則第11条</u></p> <p>_____で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p><u>2 町長は、前項の入居者と同居していたものが暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。</u></p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第13条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められた者をいう。以下同じ。)以下で<u>令</u>第2条に規定する方法により算出した額</p>	<p><u>入居者に係る収入が第5条第1項第1号アからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれ同号アからオまでに定める金額を超える場合</u></p> <p><u>(2) 当該入居者が法第32条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>3 前項の場合のほか、町長は、町営住宅の入居者が同居させようとする者若しくは当該入居者又はその同居者が暴力団員等であるときは、第1項の規定による承認をしてはならない。</u></p> <p>(入居の承継)</p> <p>第12条 町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>町長が適当と認める者を連帯保証人として届け出るとともに、省令第12条</u>で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。</p> <p><u>2 前項の規定による新たな連帯保証人が保証する極度額は、同項の承認を得ようとする時における9月分の家賃に相当する額とする。</u></p> <p><u>3 町長は、第1項の承認を得ようとする者に特別の事情があると認めるときは、同項に規定する連帯保証人の届出を免除することができる。</u></p> <p><u>4 町長は、前項の入居者と同居していたものが暴力団員等であるときは、同項の承認をしてはならない。</u></p> <p>(家賃の決定)</p> <p>第13条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められた者をいう。以下同じ。)以下で<u>政令</u>第2条に規定する方法により算出した額</p>

現行	改正案
<p>とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 令 第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、町長が別に定めるものとする。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令 第3条に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>(追加)</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(家賃の減免又は徴収猶予)</p> <p>第15条 町長は_____、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、</p>	<p>とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、町長が別に定めるものとする。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に規定する方法により算出した額とする。</p> <p>4 町長は、町営住宅の入居者(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者その他の省令第8条で定める者に該当する者に限る。)が第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の町営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の省令第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該町営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入の申告は省令第7条_____に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(家賃の減免又は徴収猶予)</p> <p>第15条 町長は、町営住宅の入居者又は同居者について、次の各号に掲げる特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、</p>



現行	改正案
<p><u>3</u> 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は_____損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p>(修繕費用の負担)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 入居者の責めに帰すべき事由によって<u>第1項</u>に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、町長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。</p> <p>(収入超過者等_____に関する認定)</p> <p>第28条 町長は、毎年度、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第2号_____の金額を超え、かつ、当該入居者が町営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2 町長は、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き<u>令</u>第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が町営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>明渡し_____努力義務</u>)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第30条 (略)</p>	<p><u>の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することはできない。</u></p> <p><u>4</u> 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は<u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行及び損害賠償金</u>があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(修繕費用の負担)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 入居者の責めに帰すべき事由によって<u>前項</u>に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、町長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。</p> <p>(収入超過者<u>及び高額所得者</u>に関する認定)</p> <p>第28条 町長は、毎年度、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条<u>第1項第1号</u>の金額を超え、かつ、当該入居者が町営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>2 町長は、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き<u>政令</u>第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が町営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(<u>収入超過者の明渡し努力義務</u>)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第30条 (略)</p>

現行	改正案
<p>2 町長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、<u>令</u>第8条第2項に規定する方法によらなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第38条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、<u>令</u>第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(公営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第39条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、<u>令</u>第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第41条 町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該町営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 入居者又は同居者が暴力団員である</p>	<p>2 町長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、<u>政令</u>第8条第2項に規定する方法によらなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第38条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、<u>政令</u>第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(公営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第39条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、<u>政令</u>第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第41条 町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該町営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 入居者又は同居者が暴力団員等である</p>

現行	改正案
<p>と判明したとき。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>と判明したとき。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>第4章 一般住宅の管理</u></p> <p><u>(公募の例外)</u></p> <p><u>第42条 町長は、第49条の規定により準用された第3条の規定にかかわらず、災害その他規則で定める特別の理由がある者については、公募を行わずに一般住宅に入居させることができる。</u></p> <p><u>(入居者の資格)</u></p> <p><u>第43条 一般住宅に入居することができる者は、自ら居住するための住宅を必要とする者で、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</u></p> <p><u>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(2) 規則で定める基準の収入以下であること。</u></p> <p><u>(3) 市区町村税を滞納していないこと。</u></p> <p><u>(4) 過去に町営住宅又は一般住宅に入居していた者にあつては、未納の家賃等当該町営住宅又は一般住宅の使用に係る債務がないこと。</u></p> <p><u>(5) 過去10年以内に町営住宅又は一般住宅を退去させられたことがないこと。</u></p> <p><u>(6) その者又は同居しようとする親族が暴力団員等でないこと。</u></p> <p><u>(入居者の選考)</u></p> <p><u>第44条 町長は、入居の申込みをした者が入居させるべき一般住宅の戸数を超える場合においては、公開抽選によって、入居者を決定し、入居を許可するものとする。</u></p> <p><u>2 町長は、町長の定める特別の理由がある者については、前項の規定にかかわらず、優先的に選考することができる。</u></p>

現行	改正案
	<p><u>(一般住宅の特別割当て)</u></p> <p><u>第45条 町長は、第42条に規定する理由のある者その他一般住宅の設置の目的に応じ優先的に入居させる必要があると認められる者に入居させるべき一般住宅の一部を割り当てることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により一般住宅の割当てを行って入居者を決定する場合において、同項に該当する者の数が、なお、割当てをした戸数を超える場合においては、公開抽選によって入居者を決定し、入居を許可するものとする。</u></p> <p><u>(家賃の決定及び変更)</u></p> <p><u>第46条 一般住宅の毎月の家賃は、規則で定める。</u></p> <p><u>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の家賃を変更することができる。</u></p> <p><u>(1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。</u></p> <p><u>(2) 一般住宅について改良を施したとき。</u></p> <p><u>(家賃の減免又は徴収猶予)</u></p> <p><u>第47条 町長は、一般住宅の入居者が災害により著しい損害を受けたときその他特別の事情があるときは、町長が別に定める減免基準により家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。</u></p> <p><u>(一般住宅の明渡請求)</u></p> <p><u>第48条 町長は、一般住宅の入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対して、当該一般住宅の明渡しを請求することができる。</u></p> <p><u>(1) 不正の行為によって入居したとき。</u></p> <p><u>(2) 家賃を3月以上滞納したとき。</u></p> <p><u>(3) 当該一般住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。</u></p> <p><u>(4) 次条で準用する第11条、第12条及び第22条から第27条までの規定に違反したとき。</u></p>

現行	改正案
	<p><u>(5) 暴力団員等であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。</u></p> <p><u>2 前項の規定により一般住宅の明渡し</u>の請求を受けた入居者は、速やかに、当該一般住宅を明け渡さなければならない。</p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第49条 一般住宅及びその共同施設の管理</u>については、<u>第3条、第7条第1項及び第2項、第10条、第10条の2、第11条、第12条、第16条から第27条まで並びに第40条の規定を準用する。</u>この場合において、これらの規定中「<u>町営住宅</u>」とあるのは「<u>一般住宅</u>」と、<u>第7条第1項中「前2条</u>」とあるのは「<u>第43条</u>」と、<u>第10条第1項第2号中「第18条</u>」とあるのは、「<u>第49条の規定により準用された第18条</u>」と、<u>第11条第2項中各号は第48条第1項各号と、第12条第2項中「省令第12条で定める</u>」とあるのは「<u>規則で定める</u>」と、<u>第16条第1項中「第10条第5項の入居可能日から当該入居者が町営住宅を明け渡した日（第31条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日）」</u>とあるのは、「<u>第49条の規定により準用された第10条第1項又は第3項の</u>手続を完了した日から当該入居者が一般住宅を明け渡した日（<u>第48条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日</u>）」と、<u>第18条第2項中「第15条各号のいずれかに掲げる敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める特別の事情がある場合においては」</u>とあるのは「<u>第47条に規定する災害により著しい損害を受けたときその他特別の事情があるときは</u>」と、<u>第40条第2項中「第27条」</u>とあるのは「<u>第49条の規定により準用された第27条</u>」と読み替えるものとする。</p>

現行	改正案
<p>第4章 補則</p> <p>(町営住宅監理員)</p> <p>第42条 町営住宅監理員は、町長が町職員のうちから2人以内の範囲において任命する。</p> <p>2 町営住宅監理員は、町営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、町営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第43条 町長は、町営住宅_____の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは町長の指定した者に町営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。</p> <p>2 前項の検査において、現に使用している町営住宅_____に立ち入るときは、あらかじめ、当該町営住宅の入居者の承諾を得なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(敷地の目的外使用)</p> <p>第44条 町長は、町営住宅及び_____共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。</p> <p>(過料)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>(施行規則の制定)</p> <p>第46条 (略)</p>	<p>第5章 補則</p> <p>(削除)</p> <p>(立入検査)</p> <p>第50条 町長は、町営住宅及び一般住宅並びに共同施設の管理上必要があると認めるときは、_____町長の指定した者に_____検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。</p> <p>2 前項の検査において、現に使用している町営住宅及び一般住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該住宅_____の入居者の承諾を得なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(敷地の目的外使用)</p> <p>第51条 町長は、町営住宅及び一般住宅並びに共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。</p> <p>(過料)</p> <p>第52条 (略)</p> <p>(施行規則の制定)</p> <p>第53条 (略)</p>

附則の次に次の表を加える。

別表（第2条の2関係）

1 公営住宅

名称	位置	建築年度	戸数 (戸)	専用床面積 (㎡)
天神団地	石川町字大室 293 番地	S34	5	34.7
	石川町字大室 320 番地	S38	10	36.3

母畑団地	石川町大字湯郷渡字米子平 115 番地	S34	3	28.9
宮城団地	石川町字当町 399 番地	S35	4	28.9
	石川町字当町 392 番地の 2	S36	3	34.7
	石川町字当町 399 番地	S36	2	31.4
	石川町字当町 399 番地	S37	4	36.3
境ノ内団地	石川町字境ノ内 364 番地	S39	10	36.3
	石川町字境ノ内 365 番地	S40	11	36.3
	石川町字境ノ内 370 番地	S41	14	36.3
	石川町字境ノ内 370 番地	S42	5	36.7
猫啼団地	石川町字白石 250 番地	S39	3	36.3
	石川町字白石 250 番地	S40	1	36.3
立ヶ岡団地	石川町字立ヶ岡 361 番地	S42	3	33.1
	石川町字立ヶ岡 361 番地	S43	4	36.7
	石川町字立ヶ岡 361 番地	S43	7	33.1
	石川町字立ヶ岡 365 番地	S44	8	33.1
	石川町字立ヶ岡 365 番地	S45	9	37.9
古館団地	石川町字古館 408 番地の 2	S46	10	36.4
	石川町字古館 408 番地の 2	S47	10	41.7
	石川町字古館 388 番地	S48	10	41.7
	石川町字古館 388 番地	S49	7	49.6
中野団地	石川町大字中野字水内 24 番地	S55	8	62.2
矢ノ目田団地	石川町字矢ノ目田 21 番地の 1	S56	10	65.7
高田団地	石川町字高田 150 番地の 1	S58	12	62.3
中野南団地	石川町大字中野字蛇石 2 番地	S61	12	58.9
立ヶ岡南団地	石川町字立ヶ岡 510 番地の 7	H1	3	58.5
屋敷入団地	石川町字屋敷入 212 番地の 2	H3	4	77.3
屋敷入南団地	石川町字屋敷入 147 番地の 2	H5	2	66.1
立ヶ岡東団地	石川町字立ヶ岡 370 番地	H7	12	62.3
形見団地	石川町大字形見字明内 133 番地の 1	H8	12	62.3
下泉団地	石川町字下泉 229 番地	H29	8	82.5

## 2 一般住宅

名称	位置	建築年度	戸数 (戸)	専用床面積 (㎡)
本宮住宅	石川町大字双里字本宮 13 番地	S30	2	36.4
境ノ内住宅	石川町字境ノ内 223 番地の 2	H4	2	49.6
一ノ沢住宅	石川町字一ノ沢 89 番地の 13	H4	4	61.0
宮城住宅	石川町字当町 392 番地の 2	S27	1	36.3
屋敷入住宅	石川町字屋敷入 135 番地	S45	1	49.7
鹿ノ坂住宅	石川町字鹿ノ坂 91 番地	S45	1	49.7
中田住宅	石川町大字中田字八又 391 番地の 6	H4	1	49.7
形見住宅	石川町大字形見字形見 179 番地	S42	1	43.4
中野住宅	石川町大字中野字矢ノ内 213 番地	H4	1	74.5

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(石川町町営住宅設置条例の廃止)
- 2 石川町町営住宅設置条例（昭和43年条例第3号）は廃止する。

## 提案理由

これまで、石川町町営住宅管理条例と石川町町営住宅設置条例で町営住宅の管理運営をしていたが、これらを統合し、町営住宅の整備から設置及び管理までを一体的に規定することで、町営住宅等運営の一貫性と根拠規定の明瞭化を図るため。また、各種規定の見直し及び文言の整理を行うため。

議案第13号

石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年 3月 2日提出

石川町長 塩田金次郎

石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

石川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第12号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(通勤手当) 第14条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、 <u>60,700円</u> を超えない範囲内で管理者が規程で定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して管理者が別に定める職員にあっては、その額から、その額に管理者が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額） (3) (略) 3～6 (略)	(通勤手当) 第14条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、 <u>67,900円</u> を超えない範囲内で管理者が規程で定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して管理者が別に定める職員にあっては、その額から、その額に管理者が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額） (3) (略) 3～6 (略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

ガソリン価格の変動等を勘案し、職員の自動車等の使用距離に応じて定める通勤手当額の限度額を改めるため。

議案第14号

令和4年度石川町一般会計補正予算（第8号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年 3月 2日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第15号

令和4年度石川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年 3月 2日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第16号

令和4年度石川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年 3月 2日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第17号

令和5年度石川町一般会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年 3月 2日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第18号

令和5年度石川町国民健康保険特別会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年 3月 2日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第19号

令和5年度石川町後期高齢者医療特別会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年 3月 2日提出

石川町長 塩田金次郎

議案第20号

令和5年度石川町介護保険特別会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年 3月 2日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

議案第21号

令和5年度石川町母畑財産区特別会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年 3月 2日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

議案第22号

令和5年度石川町中谷財産区特別会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年 3月 2日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

議案第23号

令和5年度石川町土地開発事業特別会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年 3月 2日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

議案第24号

令和5年度石川町宅地造成事業特別会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年 3月 2日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

議案第25号

令和5年度石川町水道事業会計予算

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年 3月 2日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

